

平成29年12月吉日

お客様 各位

愛知信用金庫

個人番号(マイナンバー)の利用目的の変更について

平成27年9月9日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成30年1月1日から「預貯金口座付番」が開始されることとなりました。

「預貯金口座付番」は、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座を個人番号と紐付け、金融機関に対する①社会保障の資力調査や②税務調査の際に個人番号を利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるものであり、また、③預金保険法上の名寄せ事務にも、個人番号を利用できるように番号法が改正されたことにより行われるものです。

こうしたことから、預金取扱金融機関は、これらの目的のために預貯金者に対し、個人番号や法人番号の告知を求めることになったものです。それに伴い個人番号の利用目的に「預金口座付番に関する事務」を追加いたします。すでに個人番号をお届出済のお客さまについても、個人番号の利用目的を変更（追加）させていただきます。

平成30年1月1日からは、本制度導入の趣旨をご理解頂き、新規で預金口座を開設する場合や、既存口座をお持ちのお客さまについては、住所変更等の諸手続き時や新たな預金の受入時などに、個人番号の提供をお願いいたします。

以上